

## 地方卸売市場業務規程の一部改定について

卸売市場法を改正する法律が国会で成立し、法改正に準ずるため当組合地方卸売市場業務規程の一部改定を下記のとおり実施いたします。

令和8年4月1日変更

変 更 後	変 更 前
<p>第3章 売買取引および決済の方法 (卸売予定数量等の公表)</p> <p>第19条 ( 同右 )</p> <p>2 ( 同右 )</p> <p>(食品等持続的供給法に係る公表)</p> <p><u>第19条の2</u> 開設者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、以下の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) <u>取引品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等の事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(取扱予定のないものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>(1)に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p>(3) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>	<p>第3章 売買取引および決済の方法 (卸売予定数量等の公表)</p> <p>第19条 開設者及び卸売業者は、毎日の主要な品目の卸売予定数量をその日の卸売が開始されるときまでに、毎日の主要な品目の卸売数量及び卸売価格をその日の卸売が終了したときにおいて、速やかに当該市場の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 卸売業者は、その月の前日の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第16条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を公表するものとする。</p>